

## VI そ の 他

### ○教職員の定数

小中学校における児童生徒数・学級数の増加などにより教職員が増加するため、標準法等に基づく教職員定数の計は284人の増となる。

なお、業務見直し等により事務局定数が2人の減となることから、教育委員会全体の定数としては282人の増となる。

(単位:人)

区 分		条 例 定 数			
		平成20年度	平成19年度	増 減	
教 職 員	県 立 学 校		12,332	12,222	110
	市 町 村 立	小 学 校	24,281	24,132	149
		中 学 校	12,816	12,793	23
		特 別 支 援 学 校 等	1,380	1,378	2
	計		50,809	50,525	284
県教育委員会職員(県立学校を除く)		856	858	△ 2	
合 計		51,665	51,383	282	

※ 標準法とは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」と「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」をいい、全国的に教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため学級編制及び教職員定数の標準等を定めたものである。